



三重県公報

令和5年8月15日 (火)

第 439 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
510	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	2
511	令和5年度クリーニング師試験の実施	(食 品 安 全 課)	2
512	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	3
513	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
514	同件	(同)	4
515	同件	(同)	5
516	同件	(同)	6
517	同件	(同)	6
公 告			
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	7
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	8
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(総務事務課)	8

告 示

三重県告示第 510 号

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 11 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金	燃料価格高騰等の影響を受けている公共交通事業者を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保や、県民が県内交通を利用しやすい環境整備を図る。	公共交通事業者における燃料等価格の高騰分、デジタル化等、安定的な運行に要する経費
---------------------	--	--

別表 1(2)の表第 12 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

交通事業者利用促進対策費用補助金	燃料価格高騰等の影響を受けている公共交通の利用促進のため公共交通事業者が行う取組を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保を図る。	公共交通事業者が実施する利用促進に向けた取組に要する経費
------------------	---	------------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 511 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 5 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和 5 年 11 月 9 日(木)	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町塔世 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

- (1) 受付期間
令和 5 年 9 月 19 日（火）から同年 10 月 2 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所又は四日市市保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健所又は四日市市保健所

(3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦 4.5 c m、横 3.5 c mで、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。）

オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

5 受験についての問い合わせ先

各保健所若しくは四日市市保健所又は三重県医療保健部食品安全課

三重県告示第 512 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 25 年 8 月 5 日 第 53 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪興産株式会社	代表取締役社長 中川 祐	三重県松阪市鎌田町 253 番地 5

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中川 繁樹	玄米	K2424437
西山 真由	玄米	K2427051
北川 裕一	玄米	K2428048
筒井 祐喜	玄米	K2428049
溝口 隆之	玄米	K2428050
上村 光矢	玄米	K242010610

7 登録の更新日

令和 5 年 8 月 2 日

三重県告示第 513 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき

事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年8月15日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SENO PARK 津 Aゾーン

津市白塚町九門久 479 ほか 16 筆及び字鎌田 3682-1 ほか 14 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂本 晴彦

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃 445 番	坂本 晴彦

3 変更年月日

令和4年9月1日

4 変更理由

吸収合併のため

5 届出の日

令和5年6月23日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和5年8月15日から同年12月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年8月15日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鈴鹿店資材館

鈴鹿市住吉町字谷口 8931 ほか 9 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂本 晴彦

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃 445 番	坂本 晴彦

- 3 変更年月日
令和 4 年 9 月 1 日
- 4 変更理由
吸収合併のため
- 5 届出の日
令和 5 年 6 月 23 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 8 月 15 日から同年 12 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 515 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパービバホーム鈴鹿店生活館
鈴鹿市住吉町字谷口 8916 ほか 9 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃 445 番	坂本 晴彦

- 3 変更年月日
令和 4 年 9 月 1 日
- 4 変更理由
吸収合併のため
- 5 届出の日
令和 5 年 6 月 23 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 8 月 15 日から同年 12 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 516 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名張ガーデンプラザ
名張市瀬古口 350

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦
株式会社万代	大阪府大阪市生野区小路東三丁目 10 番 13 号	阿部 秀行
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃 445 番	坂本 晴彦
株式会社万代	大阪府東大阪市渋川町 3-9-25	阿部 秀行
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 広一

3 変更年月日

令和 4 年 9 月 1 日

4 変更理由

小売業者の吸収合併並びに名称、住所及び代表者の変更等があったため

5 届出の日

令和 5 年 6 月 23 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 8 月 15 日から同年 12 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 517 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名張ガーデンプラザ B ゾーン
名張市瀬古口丁の坪 365

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃 445 番	坂本 晴彦

3 変更年月日

令和 4 年 9 月 1 日

4 変更理由

吸収合併のため

5 届出の日

令和 5 年 6 月 23 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 8 月 15 日から同年 12 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業一身田平野地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条の 3 第 7 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年 8 月 16 日から同年 9 月 12 日まで

3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業猿野大池地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 5 年 8 月 16 日から同年 9 月 12 日まで
- 3 縦覧の場所
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 7 月 20 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市野辺町、同市竹野町、同市甲斐町、同市弓削町、同市岡田町、同市平田町、同市庄野町、同市加佐登町、同市津賀町、同市汲川原町、同市中富田町、同市西富田町、亀山市田村町、同市川崎町、同市太森町及び同市辺法寺町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 8 月 2 日	伊勢市船江 2 丁目 1639-1 ほか 2 筆	伊勢市小木町 288 奥野 幹彦

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 8 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県給与システム再構築・移行業務委託

2	担 当 部 局	津市栄町1丁目891番地 三重県総務部 総務事務課
3	契約の相手方を決定した日	令和5年6月26日
4	契約の相手方	三重県津市羽所町700アスト津 富士通 J a p a n株式会社東海公共ビジネス部 部長 馬淵 正人
5	契約金額	379,500,000円（うち消費税及び地方消費税 34,500,000円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
